

## 39 メールシステム販売代理店契約書

有限会社アップストリーム（以下甲という）と\_\_\_\_\_（以下乙という）  
とは、次の通り代理店契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は乙を、甲のメール配信ASP【39メールシステム】（以下「本製品」という）の販売代理店とする。乙は甲の販売代理店として本製品を甲の指定する料金で営業・販売するものとする。

乙はシステム登録用紙（複製）を契約者（クライアントと同意）に代わって甲に提出し、代金を甲に代わって徴収するものとする。

本製品の正しい利用方法を指導する業務も含むものとする。

### 第2条（代金の徴収）

甲は乙に、契約期間切れの迫った契約者の一覧を、乙に提供するものとする。  
乙はその一覧に基づいて代金の徴収をするものとする。

### 第3条（営業手数料）

乙は、徴収した代金のうち所定の金額を甲に支払うものとする。

#### 新規クライアント契約時

|              |
|--------------|
| クライアント売上の50% |
|--------------|

#### 契約更新時

| 獲得クライアント数 | 代理店報酬率 |
|-----------|--------|
| 1～9件      | 20%    |
| 10～29件    | 30%    |
| 30～49件    | 40%    |
| 50件～      | 50%    |

甲の指定する料金に価格変動があった場合には、その販売価格に適応するものとする。  
振込み手数料は乙の負担とする。

### 第4条（代理店契約料）

乙は下記の契約料を代理店契約時、甲に支払うものとする。但し契約料はいかなる理由でも返金はされない。振込手数料は乙が負担する。

- ・ 販売代理店契約料 30,000円(税込31,500円)

（代理店仕様で39メールシステムを設置する料金 及び 代理店登録料金）

## 第5条（譲渡の禁止）

乙は、本契約上の地位もしくは本契約に基づく一切の権利または義務を甲の書面による事前の同意なく第三者に譲渡しもしくは担保の目的に供してはならない。

## 第6条（契約解除）

乙につき次の各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。営業手数料の支払いは契約解除と同時に終了する。

1. 本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず当該期間内に是正がなされないとき
2. 自ら振り出しまたは裏書きした手形または小切手が1通でも不渡りとなったとき
3. 破産、和議または会社更生の甲立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
5. 公租公課の滞納処分を受けたとき
6. 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
7. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

## 第7条（有効期間）

本契約は、調印の日より1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも別段の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 第8条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の代理店である旨を表示してはならない。

## 第8条（合意管轄）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は相互に誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）